

ぶらっとうち運営会議規約

2006年4月1日版

(目的)

第1条 ぶらっとうち運営会議(以下「運営会議」という。)は、ぶらっとうちの円滑な運営を行うため設置する。

(組織)

第2条 運営会議は、委員15人以内で組織する。

(議長等)

第3条 運営会議に議長1名、副議長2名を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 議長は運営会議を総括する。副議長は議長を補佐し、議長が職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

3 任期については1年とする。また、再任を妨げない。

(委員)

第4条 委員は、ぶらっとうちの参加者を対象に公募し、応募した者の中から選任する。但し、県政情報課チーフ(県民参画推進担当)は、その職をもって委員とする。

2 委員の任期は、2年とし、1年ごとおよそ半数を入れ替える。但し、県政情報課チーフ(県民参画推進担当)の委員としての任期は、同職の任期に準じる。

3 委員は、再任されることができる。

(所掌事務)

第5条 運営会議は、ぶらっとうちの運営に関して主に以下に掲げる事項を処理する。

- (1) 必要なルールの制定、改廃に関する事。
- (2) ルール違反者への対応に関する事。
- (3) 直接申請による電子会議室の設置・承認に関する事。
- (4) 地域での実践活動の促進に関する事。
- (5) 次年度の活動計画に関する事。
- (6) その他、運営会議が必要と認める事項。

(会議の開催)

第6条 運営会議は第5条に規定する所掌事務を処理するため、会議を開催する。

- 2 運営会議は議長の召集により開催する。
- 3 前項のほか、委員の過半数による開催要求があった場合は開催する。
- 4 開催については、メーリングリストにて通知する。
- 5 議決を要する案件については、事前にメーリングリストに掲示することがある。

(議決)

第7条 運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 運営会議の議決は、出席委員の過半数の賛成により決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の判断により決定する。

3 案件の種類によっては、議長の判断によりメーリングリストで議決する。

(守秘義務)

第8条 委員は、運営会議において知り得た個人情報及び守秘と定められた事項を、他に漏らすことを禁じる。

(附 則)

第1期の運営会議メンバーは、ぶらっとうち準備会のメンバーにより互選された者、システム開発事業者及び行政経営改革室職員の代表により構成し、任期は1年とされた者は平成15年8月20日から平成16年9月30日まで、2年とされた者は平成15年8月20日から平成17年9月30日までとする。

この規約は平成15年8月20日から施行する。

改正履歴

2003年8月20日 制定
2005年4月1日 一部改正
2006年4月1日 一部改正